

# INFORMATION

## 【第 121 回 判例研究会】（認定研修）

今回は、相続時精算課税適用財産に関して、贈与税の除斥期間経過後であっても相続税の課税価格に持ち戻しすべきかが争われた事案を取り上げます。近年改正も多い相続時精算課税について判例をもとにじっくりと考えてみませんか？

【題材】東京地方裁判所 令和 7 年 1 月 16 日判決

会場参加では、弁護士・司法書士の先生方とも深い議論ができたり、他の税理士の考察を聞くことができたりとおすすめです。

◆日 時：令和 8 年 4 月 15 日（水）

18:30～20:30（開場 18:15）

◆場 所：神奈川青年税理士クラブ 事務局（定員 15 名）

〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町 7-2 ハイツ横浜 205 号

Zoom によるオンライン参加（定員 80 名）

※会場（事務局）参加には人数制限がございます。

お早めのお申込みをお願いいたします。

◆講 師：安藤肇弁護士・青税 伊藤悠介会員

※状況により、開催方法の変更や延期となる可能性があります。

必ず下記よりお申込み下さい。変更となった場合は、お申込み者にご案内いたします。



参加人数の把握とレジュメの送信など各種ご案内のため、

下記 URL または右 QR コード（Google フォーム）より事前にお申込みをお願いいたします。お申込み後のキャンセルは Google フォームで再度送信をお願いします。

【申込み期限： 4 月 8 日（水）】

<https://forms.gle/NbHxLHGLq9ZwcwJG6>

上記 URL でのお申込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールまたは FAX にてお申込みください。

氏 名 \_\_\_\_\_

E-M a i l または F A X \_\_\_\_\_

登録支部および登録番号 支部 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

※税理士未登録の方は、未登録とご記載ください。

参加方法 会場参加 · Zoom

懇親会 参加する · 参加しない

### 【申込先】

E-Mail : kanagawaaozei.kenkyu@gmail.com F A X : 045-308-6136  
研究部長 伊藤 悠介